

特殊車両通行許可の郵送での申請について

1. 郵送申請ができる者の範囲及び申請方法について

事業所の所在地及び発送元の所在地がいずれも北九州市及び北九州市と隣接する市町村（下関市・中間市・直方市・行橋市・芦屋町・水巻町・鞍手町・香春町・福智町・苅田町・みやこ町）以外である申請者に限り、郵送申請を可能とします。

※郵便局で簡易書留にてご送付ください。

※必ず事前に外部リンクの入力フォームにて事前登録を行ってください。

2. 郵送による申請書類について

必要な書類等は以下のとおりです。

- (1) 提出書類 別紙一覧のとおり
- (2) 許可証送付用封筒の角形2号封筒（宛先を記入したもの）
- (3) 納入通知書（手数料）送付用の長形3号封筒（宛先を記入したもの）
- (4) 下記ア及びイの切手

ア 許可証送付用 申請書類送付時と同額の切手 及び 簡易書留手数料の切手

イ 納入通知書送付用（定形郵便物の料金分の切手）

※（2）（3）には宛先をご記入ください。

※書類、データ等に不備不足がないかを発送前にもう一度ご確認ください。

※ご不明な点がございましたら、発送前にお問い合わせください。

3. 申請受領後について

郵送での申請を受領次第、担当者より確認のご連絡をさせていただきます。

万が一、提出書類に不足があった場合には、追加で書類を送付していただくこととなります。

また、場合によっては、窓口へ来ていただくようお願いすることもあります。

4. 許可証の交付について

電話連絡後、手数料の納入通知書を送付いたしますので、納入通知書の裏面に記載しております金融機関で納付してください。納付後、領収書を北九州市都市整備局道路部管理課宛てに FAX してください。領収印を確認後、許可証を送付いたします。

※手数料が発生しない場合は、電話連絡後、許可証を送付いたします。（納入通知書送付用封筒及び切手はお返しいたします。）

※切手代が不足する場合は、不足分の切手を簡易書留にて送付していただきます。

5. 事故等について

郵送事故等による紛失の恐れもあるため、データ及び書類の控えをとっておいてください。

受領前の紛失等については、当課においては責任を負いかねます。

【問い合わせ先及び書類送付先】

〒803-8501 北九州市小倉北区内1-1

北九州市 都市整備局 道路部 管理課 特殊車両担当

TEL：093-582-2206 FAX：093-582-2312